

平成 17 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドワン
代 表 者 名 代表取締役 中本祐昌
(コード番号 7898 東証、大証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役経理担当 坂本道夫
(TEL 0829-32-3333)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 9 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することに関する議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 当社取締役および執行役員に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する取締役および執行役員の意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役および執行役員に対して以下の 2.に記載の発行要領に基づく、新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を上限とする。

なお、下記の (2) により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数の上限も調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。（なお、新株予約権 1 個当りの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。は、1,000 株とする。）

ただし、当社が新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当りの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は当該終値とする。なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 \div \text{分割(または併合の)比率})$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合は(新株予約権行使の場合を除く。)次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当りの払込金額」を「1株当りの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成26年6月30日まで(7年間)とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の譲渡、質入れおよび相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

その他権利行使の条件は、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

対象取締役および執行役員が権利を行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかったときは、当該新株予約権については無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の新株予約権の発行につきましては、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。また、細目につきましては、株主総会における承認可決の後に、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上